明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の同意（総務三六）　一
○自動車の型式を指定した件（国土交通一〇二～一一二）　三
○自動車の装置の型式を指定した件（同一一三～一四〇）　五
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同一四一～一四六）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人日本スポーツ振興センター随意契約事前確認公募、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、住宅型式性能認定関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

告示

○総務省告示第三十六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年二月九日　　総務大臣　片山　善博

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成22年度第3次（12月）変更後）

第1　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第2　計画期間：変更前に同じ

第3　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第4　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第5　歳入歳出年次総合計画

1　一般会計等の実質収支

（1）　一般会計：次のとおり変更する